

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改訂後
-	-	15	10	(新設)	Apple Pay利用対象カードを本件アプリケーションに登録するにあたり、あらかじめ利用者が当社に登録した携帯電話番号あてにSMSを用いて送信された認証コードが入力されたときには、当社は当該Apple Pay利用対象カードの登録は利用者の意思に基づくものとみなします。この場合、登録後のApple Pay決済サービスの取引はすべて利用者が利用したものであるとしてカード利用代金等相当額について利用者が支払い義務を負うものとします。